第8期決算公告

平成22年6月23日

東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

株式会社みずほ銀行

取締役頭取 西堀 利

貸借対照表(平成22年3月31日現在)

(単位:百万円)

	サー・・・・ (十成22年3月31日& C)			
477		科目	金額	1.00.:=
経 経	資 役 特 そ そ 資 役 そ 営	益	765,263 526,434 139,345 47,870 257 8,396 19,227 23,732 201,229 82,324 118,905 43,175 2,336 165 38,231 2,441 69,731 4,539 58,268 4,802 52,115 50,027 27,999 17 22,010 152,337 86,260 5,233 3,385 1,776 1,069 2,349 35,571 8 16,283 399 52,861 30,530 22,331 55,364 50,633 4,180 24 525 633,240 146,748 13,053 78,698 3,011 5,114 26	1,129,427
経特		金 銭 の 信 託 運 用 損 そ の 他 の 経 常 用 常 利 益 別 私	255 46,589	88,875 26,713
特 特	固償	定 資 産 処 分 益 却 債 権 取 立 益 別 損 失	265 26,447	5,698
	固減	定 資 產 処 分 損 損 損 失	4,376 1,321	
税法法	人	税、住民税及び事業税	498 13,387	109,890
法法 法当		人 税 等 調 整 額 人 税 等 合 計 期 純 利 益		13,886 96,004

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.(1) と同じ方法によっております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、その他については定率法を採用しております。また、主な耐用年数 は次のとおりであります。

建物 3年~50年

その他 2年~20年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則 として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。

(2) 社債発行費

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

(3) 債券発行費用

債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び注記事項(貸借対照表関係)5.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が 査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は336,280百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。

- (3) 賞与引当金
 - 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10~12年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応 じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 債券払戻損失引当金

債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

- ① 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。
- ②キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は10,656百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は11,773百万円(同前)であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建子会社・子法人等株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(金融商品に関する会計基準)

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、「有価証券」は19,367百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は12,515百万円減少、「繰延税金資産」は1,419百万円増加、「貸倒引当金」は18,536百万円減少し、「経常利益」及び「税引前当期純利益」はそれぞれ13,104百万円増加しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額

282,673百万円

- 2. 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは275,030百万円であります。
- 3. 貸出金のうち、破綻先債権額は50,087百万円、延滞債権額は507,005百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は 弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」

という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に 規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は9,134百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は247,596百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済 猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しな いものであります。

- 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は813,824百万円であります。なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は238,766百万円であります。
- 8. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産 272,925百万円 有価証券 5,309,223百万円 貸出金 3,526,159百万円 その他資産 1,525百万円

担保資産に対応する債務

預金 478,052百万円 コールマネー 955,200百万円 売現先勘定 635,326百万円 債券貸借取引受入担保金 1,452,372百万円 借用金 2,105,774百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」1,140,247百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は58,186百万円、その他の証拠金等は190百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、21,787,187百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが21,195,273百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の 基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に より算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出して おります。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後

の帳簿価額の合計額との差額 149,226百万円 11. 有形固定資産の減価償却累計額 571,444百万円 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 35.191百万円

- 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金892,638百万円が含まれております。
- 14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
- 15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は 1,088,562百万円であります。

16. 1株当たり純資産額209,175円43銭17. 関係会社に対する金銭債権総額907,756百万円18. 関係会社に対する金銭債務総額912,763百万円

19. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 12.97%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 23,387百万円 役務取引等に係る収益総額 3,598百万円 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 1,715百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 21,494百万円 役務取引等に係る費用総額 742百万円 その他業務・その他経常取引に係る費用総額 330百万円 その他の取引に係る費用総額 68,895百万円

- 2. 「その他の経常収益」には、睡眠預金の収益計上額11,454百万円を含んでおります。
- 3. 「その他の経常費用」には、株式関連派生商品費用20,536百万円を含んでおります。
- 4. 1株当たり当期純利益金額 20,093円34銭
- 5. 潜在株式を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は記載しておりません。
- 6. 関連当事者との取引については貸出金、預金等他の顧客と同様の条件で取引を実施しておりますので記載を省略しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の短期社債、 「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	Δ92

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	
時価が貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	400,391	404,805	4,413	
時価が貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	200,064	199,670	△394	
合計		600,455	604,475	4,019	

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成22年3月31日現在)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
子会社・子法人等株式	88,274	61,902	△26,371

(注) 1. 関連法人等株式は該当ありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	貸借対照表計上額
	(百万円)
子会社・子法人等株式	194,399

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額			
		(百万円)	(百万円)	(百万円)			
	株式	414,916	318,267	96,649			
	債券	11,723,505	11,671,819	51,686			
	国債	10,415,268	10,375,190	40,078			
	地方債	104,213	102,863	1,349			
貸借対照表計上額が取	社債	1,204,023	1,193,764	10,258			
得原価を超えるもの	その他	746,809	732,424	14,385			
	信託受益権	530,527	519,468	11,059			
	外国債券	143,000	141,415	1,585			
	その他	73,281	71,540	1,740			
	小計	12,885,231	12,722,510	162,721			
	株式	317,403	400,913	△83,509			
	債券	5,080,145	5,112,699	△32,554			
	国債	4,075,130	4,077,831	△2,700			
	地方債	28,468	28,534	△66			
貸借対照表計上額が取	社債	976,545	1,006,332	△29,787			
得原価を超えないもの	その他	1,663,002	1,704,956	△41,953			
	信託受益権	696,671	721,405	△24,734			
	外国債券	932,999	947,039	△14,040			
	その他	33,332	36,511	△3,179			
	小計	7,060,551	7,218,569	△158,018			
合計		19,945,783	19,941,080	4,703			

・ (注)評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、122百万円(利益)であります。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当ありません。 6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
株式	90,636	26,898	263	
債券	16,045,400	35,127	28,612	
国債	15,990,193	34,865	28,389	
地方債	28,333	1	61	
社債	26,872	262	160	
その他	4,059,295	24,242	21,310	
合計	20,195,332	86,268	50,185	

- (注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。
- 7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当決算日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当事業年度におけるこの減損処理額は、13,722百万円(うち社債7,099百万円、信託受益権4,180百万円、株式2,442百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。 時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

- 1. 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在) 該当ありません。
- 2. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在) 該当ありません。
- 3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	1,070	1,077	△6	_	△6

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価等により計上したものであります。
 - 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額 237.026百万円 繰越欠損金 168.652 168.652 253.441 250他 211.685 870.805 評価性引当額 435,288

繰延税金負債

 前払年金費用
 127,668

 その他
 56,772

 繰延税金負債合計
 184,441

 繰延税金資産の純額
 250,847百万円